

40 農林水産物の生産・流通の場における食育の推進 【750(750)百万円】

対策のポイント

食料の生産から消費にわたる各段階を通じて、消費者のライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育、食や農林水産業への理解を深める活動を支援し、国民運動としての食育を展開します。

<背景/課題>

- ・消費者に対して、日本型食生活など健全な食生活の実践を促すとともに、食や農林水産業への理解を深めるための食育を推進する必要があります。
- ・「日本再興戦略」において、食育を国民運動として推進するため、農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後に35%とすることを目標として食や農林水産業への理解増進を図ることとしています。
- ・平成25年12月にユネスコの無形文化遺産に登録された「和食」の保全のためにも、食育の推進が重要とされています。

政策目標

- 日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（平成27年度までに27%）
- 農林漁業体験を経験した国民の割合（平成30年度までに35%）

（日本型食生活とは）

ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせた食生活です。

<主な内容>

1. 消費者ニーズ対応型食育活動モデル事業 **333(333)百万円**
日本型食生活の普及・実践、食や農林水産業への理解増進のため、消費者の様々なライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育メニューを関係者との連携のもと、体系的に提供するモデル的取組を支援します。
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等
2. 地域における日本型食生活等の普及促進 **352(352)百万円**
（消費・安全対策交付金で実施）
日本型食生活などを普及する食育推進リーダーの育成や地域のネットワーク作り、地域の食文化の継承等を支援するとともに、食や農林水産業への理解を深めるため、農業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファーム等を支援します。
交付率：定額（1/2以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等
3. 食育活動の全国展開事業委託費 **65(65)百万円**
専門家による検討委員会を設置し、消費者のライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育を提供するための市場調査を行うとともに、推進策の検証、教材の作成を行います。また、食育優良活動の表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。
委託費
委託先：民間団体等

（関連対策）

農林漁業に関する体験活動の推進

農山漁村地域における都市住民の受入体制の整備、農林漁業体験プログラムの開発、交流農園・直売所の整備等による都市と農村の共生・対流や生産者と消費者との交流を促進し、相互の信頼関係を構築、国民の食に関する理解増進を図ります。

都市農村共生・対流総合対策交付金 2,600(2,100)百万円の内数
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 8,032(6,540)百万円の内数

補助率：定額、1/2等

事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農業法人等

お問い合わせ先：

- 1～3の事業 消費・安全局消費者情報官（03-3502-5723）
- 関連対策の都市農村共生・対流総合対策交付金 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）
- 関連対策の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 農村振興局農村整備官（03-3501-0814）